

「令和元年度 第4回高知市子ども・子育て支援会議」

開催日時：令和元年 11月 25日（月）18時 30分～20時 30分

会 場：たかじょう庁舎 6階大会議室

（子育て給付課 宮本課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第4回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、本会議にご出席を賜りまして感謝申し上げます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます、子育て給付課の宮本でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は15名中、現時点で出席委員13名で、条例に定めております会議定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、齊藤委員は都合によりご欠席、松下委員が所用によりまして遅れるとご連絡をいただいております。

本日の会議は、計画の各論のうち残っておりました、厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援などにつきまして、ご説明等をさせていただき、ご議論をいただきたいと考えております。

続きまして、本日の配付物の確認をお願いいたします。委員の皆様の机に会次第、委員名簿、座席表、そして資料1、第3回会議でいただいたご意見への対応について、資料2、スケジュール、参考資料といたしまして高知家の子どもの貧困対策推進計画のポンチ絵、そして厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援と左肩に書いております冊子の76ページの差し替え1枚と、第二期高知市子ども・子育て事業計画案に対するご意見用の用紙1枚を置いてございます。それと、1枚返信用の封筒も置いておりますのでご確認ください。会議資料といたしましては、先日送付をいたしました第二期高知市子ども・子育て支援事業計画の素案がございました。もし配付物、資料等に不足がございましたら挙手をお願いします。

また、第二期の計画につきましてはこれまで段階的にご検討いただいておりますが、本日は議事の最後に全体を通してのご意見をいただく予定とさせていただきます。会議の時間等の制約もございますので、記載しております計画内容につきまして追加のご意見等がございましたら、配付物の最後に紹介いたしました計画案に対するご意見の用紙に本日までの議論を踏まえご記入いただきまして、12月6日金曜日までに返信用の封筒又はファクス、若しくはEメール等でご連絡を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、もう一つお願いがございます。会議の開催に当たりまして、情報公開の対象となっております会議ですので、議事録を作成させていただきます。

発言の際はお名前をおっしゃっていただきまして、その後にご発言をお願いいたします。
なお、録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いいたします。有田会長、
よろしく申し上げます。

(有田会長)

それでは、ここから会次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。

議事 1、前回の会議で残されておりました事業計画の各論の 4-5 の厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援について、事務局から説明をお願いいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課の関川です。

厳しい環境に置かれた子どもたちと家庭への支援につきまして、ご説明します。計画案の 74 ページをお開きください。まず前々回、第 2 回の会議においてご意見をいただきました、厳しい環境に置かれた子どもの表現につきましてご説明いたします。この厳しい環境の表現は、高知県が策定しました高知家の子どもの貧困対策推進計画で用いられており、経済的な貧困だけでなく地域社会からの孤立や虐待、非行、学力の課題なども含め、子供が置かれた困難な状況を示すものとなります。子供の貧困に対するこの貧困対策の推進に関する法律において、市町村計画は都道府県計画を緩和して策定することとされており、また本市としましても経済的な貧困に限らず困難な状況にある子供を支援する必要があると考えていることから、厳しい環境に置かれた子供の表現を使用しているところでございます。この表現につきましては、本日委員の皆様にもさらにご意見をお伺いできればと考えております。

続きまして、4-5 の現状と課題から説明します。まず国の動向として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 25 年 6 月に成立、平成 26 年 1 月に施行され、平成 26 年 8 月には子供の貧困対策に関する大綱が決定されました。さらに本年 6 月には法改正が行われ、市町村の貧困対策計画の策定が努力義務となり、また新たな大綱の策定作業も進んでおります。先月 25 日から今日 3 日までパブリックコメントが実施されたところでございます。

また、高知県では平成 28 年 3 月に高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、日本一の健康長寿県構想にも搭載して取組を進めております。お手元にある参考資料としまして、高知家の子どもの貧困対策推進計画のポンチ絵の部分の抜粋をしております。A4 横のこういったポンチ絵です。またごらんください。

また本市におきましても、子供の貧困対策についてはこれまで福祉、保健、教育などの各分野で取り組んでまいりましたが、改正法による市町村計画の努力義務化を受け、子ども・子育て支援事業計画に、4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援として各名

称を位置付け取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、1 教育の支援をごらんください。国の大綱では重点施策を教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援の4つの支援で示しております。本市の計画においても国の大綱に準じて4つの支援に区分し、それぞれの支援について国の大綱で挙げられている個別事業等に対応する本市の施策や事業を掲載し、現状と課題、今後の方向性を示すこととしました。

次に幼児教育・保育における支援では、所得階層区分の低い世帯や多子世帯を中心に本市独自に保育料軽減を実施し、経済的負担の軽減を図るとしました。本年10月からは国の幼児教育・保育の無償化が実施となりましたが、本市では副食費の独自軽減など本市独自の支援策を継続して実施しております。

次に就学援助事業では、経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の助成を行っています。

次に高知チャレンジ塾運営事業では、教員OB等で構成するNPO法人に委託し、生活保護世帯及び生活困窮世帯等の中学生に対し居場所の提供や学習支援を実施しており、高校等への進学に実績を上げております。

次に幼児教育・保育の向上では、幼児教育センター、幼児教育アドバイザーの設置等は不要な文字ですので削除します。各園での取組のほか、保育幼稚園課に子ども・子育て相談支援員を配置し、園訪問での巡回相談や保護者からの子育て相談を実施しています。

次に学校支援地域本部事業では、「学校・家庭・地域」が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりを行い、学校の教育活動や行事に参画・協力するとともに、子供たちの学習支援など地域の教育力の向上を図ります。

次にコミュニティ・スクール推進事業では、保護者や地域が参画する学校運営協議会を設置し、学校運営や学校の課題への取組を進めています。

次に放課後子ども教室では、全ての市立小学校においてPTAなどで構成する運営協議会を設置し、地域住民の参画を得て学習支援や様々な体験活動などを実施し、子供の安全な居場所づくりに取り組んでいます。

次に生活の安定に資するための支援をごらんください。まず妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援について、今月2カ所目を開設した子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳の交付時の面接を始め、各種母子保健事業等において養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、養育支援が必要であると判断する家庭に対しては養育支援訪問事業を導入したり、保護者の都合等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合は子育て短期支援事業を導入するなどして家庭での養育を支援しています。母子家庭で専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする場合は、母子生活支援施設を活用しながら地域での生活を支援しています。

また経済的に困窮している家庭の出産に当たっては助産制度による支援を行っています。

次に生活困窮自立支援法に基づく支援事業では、まず平成25年11月に高知市生活支援

相談センターを開設し、自立相談支援事業を展開しました。平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法施行からは一時生活支援事業や住居確保給付金の運営を開始し、平成 30 年度からは家計改善支援事業、同年 10 月からは就労準備支援事業を開始し、高知チャレンジ塾運営事業を併せ法に定める全ての事業を展開しています。

平成 30 年 6 月の法改正では生活困窮者の定義が改められ、経済的困窮だけではなく制度の狭間で様々な課題を抱える方々にきめ細かな支援が必要となり、今後は行政、民間の専門機関の連携強化や円滑化が必要となっています。

住宅に関する支援では、市営住宅の募集において母子・父子世帯向けと子育て世帯向けを別枠で募集しているほか、母子父子寡婦のための貸付金制度において住宅資金や転宅資金の貸付けを行っています。

次の口腔保健推進と食の支援及び食育の推進では、口腔保健と食育の推進による基本的な生活習慣の定着に向けた取組の状況を挙げております。

次に 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援をごらんください。親の就労支援と学び直しの支援では、ひとり親家庭の親が資格取得のための職業訓練講座を受講する場合や、職業に関する教育訓練講座を受講する場合に生活費や入学金の一部を助成しています。また母子家庭や父子家庭の親や子供の修業等に係る母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行っております。

次に就労機会の確保では、就労促進員の配置や就労支援窓口の設置、就労による自立を達成した方に一定の給付金を支給する、就労自立給付金制度の実施のほか、生活困窮者自立支援事業、生活困窮者就労準備支援事業などの実施による就労や社会参加の支援を行っています。

4 経済的支援をごらんください。まず生活保護では、本市の受給世帯は 9,005 世帯。受給者数は 1 万 1,493 人。保護率は 34.9%。全国平均の 16.4%を大きく上回っています。そのうち 19 歳未満の子供が 1,209 人であり、本市のケースワーカーや就労促進員を中心に教育扶助や高等学校等就学費を含む生活保護費の支給や、相談支援、助言、指導を行っています。

次に子供の医療助成費では、小学生までの医療費の助成と 18 歳までの子供のいるひとり親家庭や両親のいない子供とその養育者の医療費の一部の助成を行っています。

次に児童手当・児童扶養手当の給付については、制度の改正に対応し円滑な給付の実施に努めています。

次にひとり親、その次の養育費の確保に関する支援では、母子家庭等就業・自立支援センターにて就業相談、就業情報の提供や各支援制度の相談に応じており、司法書士・弁護士による無料相談を定期的を実施しています。また母子家庭等自立支援給付金制度による給付金の支給を行っています。

次に今後の方向性について説明します。まず 1 教育の支援から説明します。

①幼児教育・保育における支援では、幼稚園・保育所等においては、保護者の子育てに

対する不安や孤立感などを和らげ、子供と向き合う環境づくりが行えるよう、幼稚園・保育所等の施設に対し、子ども・子育て支援員が助言を行うなど、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組んでいきます。

②就労援助事業。新入学児童生徒学用品費については、平成31年度の中学校入学生徒から新入学学用品費の入学前支給を開始したことに加え、小学校入学児童についても令和3年4月入学予定者の入学前支給が実現するよう準備を進めています。

③高知チャレンジ塾運営事業。学習の場と居場所との両方のバランスをうまくとりながら、学習の場に軸を合わせ可能な限り居場所としての支援を提供しつつ、個に応じた学習支援を続けていきます。

2 生活の安定に資するための支援をお願いします。

①妊娠・出産期からの切れ目のない支援。子育て世代包括支援センターのさらなる拡充を図るとともに、子ども家庭支援センターに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備し、相談支援体制の強化を図り、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行っていくこととします。

②生活困窮者に対しては、各種支援事業の充実・強化を図るとともに、高知市生活支援相談センターを始めとする官民を超えた関係支援機関の連携体制の一層の強化・拡充を進めます。

③生活困窮者自立支援事業等を通じて把握された子供や、生活保護支給世帯の子供について、専門支援機関へのつなぎや、民生委員・児童委員等の地域資源の利用勧奨、高知チャレンジ塾運営事業への参加推進等を通じ、進学に向けた助言や学習支援、安心して過ごすことのできる居場所への提供を行い、可能な限り早い段階から支援に努めます。

④住宅に関する支援。市営住宅の募集においては母子・父子世帯向けや、子育て世帯向けの募集を継続して実施してまいります。母子父子寡婦福祉資金貸付金制度では、住宅資金や転宅資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

⑤口腔保健の推進。虫歯予防のためのフッ化物洗口を実施する保育所・幼稚園等、学校が拡大するよう支援してまいります。

⑥食の支援及び食育の推進。乳幼児期や学童期の子供や保護者に対し、日常の食に関する経験を通じて朝ご飯の大切さやバランスのとれた食生活などの健康づくりを啓発してまいります。

次に3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援をごらんください。

①親の就労支援。ひとり親家庭の自立に向けて関係機関等と連携しながら支援内容及び相談機能の充実を図ります。

次に4、経済的支援をお願いします。

①子どもの医療助成。この医療費の助成制度を継続して実施する方針としています。

②児童手当・児童扶養手当の給付の円滑化については円滑に行います。

③ひとり親については、相談窓口より就業やひとり親の支援などの相談に対応していきます。

最後にあります、主な関連事業等施策関係課は記載しているとおりです。

最後に、ところどころに（再掲）との表示をしていますが、すみません、これは構成でのチェック抜かりですので本文中のものは全て削除します。ただ、一方、主な関連事業につきましては以前に掲げるものは再掲と、掲載するようにします。

4-5についての説明は以上です。

（有田会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見ご質問ございませんでしょうか。

神家委員。

（神家副会長）

神家です。よろしく申し上げます。

現状と課題のところを高知市、本市の現状として理解を深めるためにちょっとお伺いしたいんですが、国のほうでは子供の貧困率の13.9%っていう具体的な数値が示されておりますが、本市はどのような状況なのでございましょうか。

（有田会長）

お願いします。

（こども未来部 山川部長）

こども未来部、山川です。

残念ながらこの統計は国規模でないと出せない統計ということで、県とか市町村レベルでは拾うことができません。ということで、県のほうでも貧困に対する計画に対しては、貧困率という指標は使っていません。ですので、ちょっと分からないんですけども、あとはそれぞれ個別に、例えば就学援助の率がこれくらいであるとか生活保護がこのくらいであるとか、それぞれ個別の数値を現状ということで上げる形を採っています。ですので、この貧困率という形では残念ながらお示しすることはできません。非常に例えば所得とかに対して分析していくわけですけども、統計の手法として国ぐらいの大きなところであれば統計がとれるんですけども、それが県レベルになってきますと精度が非常に落ちてまいりますので、これはとれないという考え方でやっています。

（神家副会長）

国ではできて、具体的に県とか市町村でできないっていうのは、国でその統計とるとき

には規模が大きいからやない、対象が明確に、貧困率が定義にありますよね。そういう具体的な対象となるこれは過程になるんですかね。なぜ県と市町村、ちょっと今の説明、私十分理解できないんですけど。

(こども未来部 山川部長)

すいません、県からこの貧困率の出し方は個別の一人一人の給与を積み上げて出すわけではなくて、国として、うまく説明できませんけど、所得階層でありますとかそういう、うまくは言えないですけど、国レベルであれば国が行っている給与レベルといいますかそういう調査がありまして、それに基づいて比率的なものを掛けていって計算していくっていう統計の手法。うまく説明できなくて申し訳ないんですけど、本当に一人一人の給料を積み上げていって出していっている数字ではないんです。ですので、国ぐらいでしたら大きい統計からいけば余り誤差なく出すことができるんですけども、その同じような手法を県とか規模の小さいところでその手法を使っても非常に精度が落ちてくるということになって使えない数字になってしまうので、独自に今回は高知県さんのほうでも前回の計画のときにもやっぱり貧困率っていうのは出せないというところで、それぞれの先ほど言いました就学援助率でありますとか、そういうものを使って指標というような形をとらせてもらって。すみません、うまくちょっとその統計的なテクニック説明できないんですけど、よくいろんな統計で下から積み上げていっている統計なんかは当然県のものがあって国のものがあるんですけど、そういう出し方ではないんです。

(神家副会長)

ないわけですか。そうですか。

(有田会長)

他にありませんか。

吉川委員。

(吉川委員)

吉川ですけど、74 ページの真ん中にある、「大綱については、概ね」と書いて①のところで、この文言の中で妻の妊娠なんですか、これ。妊娠・出産期からということじゃないんですか。

(宮本課長)

間違っております。申し訳ございません。

(吉川委員)

それから、そのちょっと下の27の「指標及び成果目標により検証を行い」と書いてるんですけど、この検証という、とにかくいろんな施策がどんだんこれ読むと出てますよね。網羅的にやってるんだけど、どれが主体的に主にやられててちよろちよろやってんのか全く分からないので、うまくやっているのかどうかちょっと僕らには分からないと。あれもやってこれやってあれやっていますと。それをどこが統括してんのかもよく分からないし、そうしたら指標とか成果目標によって検証するというのはちゃんとやられてるんですか、毎年。

(有田会長)

お願いします。

(こども未来部 山川部長)

山川です。

県のほうも、先ほど申しあげましたこれが27の指標という貧困率では出せないで、それぞれの項目ごとに出しているというのが県の形です。県もこの計画に基づいて一定の毎年の変化は出しているとは思いますが、ちょっと今現在持ち合わせてはいませんが、物によって目標、非常に貧困の場合難しく、目標数値とっていいものと、指標で結果として出てくるものでその指標の変化を見ていくものと、その目標に向かってやっていくものと、いろんな数値が確かあったと思うんですけど、その検証は一定の期間で行いながら報告されていると思います。

(吉川委員)

これ県のことなんですけど、市もそうなんだと思うんですけど、貧困もそうなんですけど、全体のいろんなやった指標のデータを出して評価する機会、これは目標を作る会でしょうから評価する会というのはあるのかどうかということなんですけど。

(こども未来部 山川部長)

毎年この計画を作って、その翌年度にご報告申し上げて皆さんからご意見をいただいています。昨年度の評価は今度1月の会でお願ひするようにしていますけれども、その際には細かい数字をお見せして、毎年年に1回皆様方からご意見いただくようにしています。

(吉川委員)

分かりました。1歳6カ月とか3歳健診の率が物すごく上がっているのはすごいことだと思いますので、そういうのを啓示的に見て、これどこが足らなくてどこがいいのかということを知りたいというのを思ったんですけど。あとは、75ページの就学援助事業ですけれども、これは全家庭を対象にして書類を配布するんですか。そうすると、うちは関

係ないやという人と、うちは関係してるという家庭と、うちはどうなんだろうという家庭があった場合に、これは漏れなくいろんなことができてるかどうかというのはどうなんでしょう。

(人権・こども支援課 西原課長)

教育委員会人権・こども支援課の西原と申します。

就学援助のチラシがございまして、またそれとは別に申請書がございましてけれども、チラシにつきましては、入学時、進級時にこういった制度がありますということを毎年チラシをお配りしていますし、広報等させていただいていますが、必要な家庭につきましては申請書を人権・こども支援課にも置いておりますし、学校のほうにも置いておるといった状況になります。

(吉川委員)

全部の家庭、平等にやらないといけないと。特別にやらないかんというのも分かりますけれども、そうするとやっぱり対象になる家庭というのは、ある程度、あんたそこはこれ申請したほうがいいですよというようなことはされないんですね。

(人権・こども支援課 西原課長)

ご相談が学校のほうにありますので、学校のほうでいろいろと家庭訪問であるとか事情によって就学援助を受けませんかということは学校のほうからお知らせすることはあるかと思います。

(吉川委員)

そうすると、大体漏れなくできていると。この制度を利用すべき人にはできているということなんじゃないかな。

(人権・こども支援課 西原課長)

基本的にはできておると考えてます。

(吉川委員)

もっと他のところから、この家庭はそうしたほうがいいんじゃないかという情報が入って、それを進めるというようなことは行ってはいないんですか。自主申告なんですか、全部。

(人権・こども支援課 西原課長)

いろいろなケース会でありますとか、子育て支援の会でありますとか、いろんなところ

でそういった経済的支援が必要ではないかなという情報があったときに、学校は保護者に対してお勧めをする場合もあろうかというふうに聞いております。

(吉川委員)

学校だとそうすると先生が、担任がするという形になるんですかね。

(人権・こども支援課 西原課長)

基本的には担任であるとか管理職でございます。

(吉川委員)

また担任の仕事がいろいろあるんですね。

もう1つ、いろんなこと言いますけど、75ページの子ども・子育て相談支援員というのが園に回っているというふうに書いてありますけれども、その人たちは保育士さんたちが何かうまくできないようなことを何かアドバイスするわけですか。そういう人が必要なのは特殊な例なのか、そしてひょっとしたら保育士さんのレベルをもっと上げるようにいろんなことしないといけないんじゃないかというような気がしたんですけど。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

この子ども・子育て相談支援員は、平成27年の子ども・子育て支援新制度始まって国の事業として始まったところで、今現在、課のほうに4名配置しております。各担当割をしまして、各園訪問する中で園の保護者との関係の困り感であるとか、それから園の運営上の困り感。そういったところを助言したり、そういった形で支援を今行っておるところです。相談支援員については現在公立の園長経験者と、それから今現在の園の現場で発達障害という形で、支援が必要な子供さんがたくさんおります。そういった方の支援も含めて今、園長経験者と、それから特別支援学校で経験を重ねた教諭がおり、そういった形で園の支援、親支援を進めているところです。

(有田会長)

それに加えてですけれども、ってことは資格があるのは保育士や幼稚園教員や小学校の教諭とかいう資格の方ですか。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

募集要項の中でそういった保育園、それからそういった特別支援学校での経験を要するという形での募集を行っておりますので、それに基づいて今採用しておるところです。

(有田会長)

すいません。現場で見るとそういう教育的視点のものだけでは解決できない。保護者自身がいわゆるそれこそ心のほうに課題を持って、ていう方については教員免許や保育士免許では対応できないことがたくさんあるんですね。そういうところで例えば保育所なんかでも園に来られない、子供は元気なんだけども子供を送ってくることができなくて、っていうところなんかは、実際に園では非常に困って支援の仕方が困ってるってところにこのように子ども・子育て相談が支援相談員にはとっても有り難い役割を持ってる方なんですけども、教育的な視点ではなくて、やっぱり医療の面だとかそういうところに視点を持った方もここにはやっぱり必要ではないかと思われるんですけど、どうなんでしょう。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

そういった支援の必要なご家庭の状況なんかは、当然その相談支援員とそれからその関係機関としっかり連携をして対応しております。園訪問については、そういった園のダイレクトな困り感で、そこで相談支援員が対応し切れないところはそういった関係機関につないでというところで、今支援はできておるものというふうに考えております。

(有田会長)

対象は公立保育所だけですか。

(保育幼稚園課 中村課長)

今現在の支援については、保育幼稚園課で所管しております全ての施設ということになってまして、認定こども園、それから幼稚園も含めて今巡回相談をしておるところです。

(吉川委員)

いいですか。吉川ですけど、さっきの高知チャレンジ塾ですけども、登録者 382 人となっていますけれども、これは登録した人しかこのチャレンジ塾というのには参加できない。一般の結局学校で勉強しますよね。その後いかに教育をいろんな子がいまして、勉強をサポートするか、そして勉強サポートした後は一緒にみんなで遊んで放課後だったら友達づくりをするかとか、そういうふうな流れになるだろうと思うんですけども、やっぱり生活保護世帯の子供しか 382 人は対象にはならないですか。一般の子供たちは別の方法でそういう教育を支援する方法が別にあるというわけですかね。

(福祉管理課 坂田課長)

福祉管理課の坂田です。

チャレンジ塾の参加のほうは、同じように先ほどの就学援助と同じように入学されたお子様、それから1年2年3年進級時に全てのお子様にチラシなんかを配るようにはしています。その中で生活保護受給者から準困窮家庭も含めて、一般世帯を含めてご案内をしていますけれども、生活保護世帯につきましては、福祉管理課のほうにおります就学促進員という者が世帯のほうと関わりをもっておりますので、参加促進というのを行っております。学校現場のほうでも基本的にその親御さんとか生徒自身がお友達が行っているからやるとかいうことで広がりを見せてるところではあります。生活保護の需給をしている世帯だけがこの塾を利用するというにはしないように、非常にデリケートな対応をさせていただきます。

(吉川委員)

分かりました。そうするとこの382人というのは生活保護世帯とか、生活困窮者の世帯の子供たちが利用した数だけで、全体の利用した数はすごい多いというわけですね。

(福祉管理課 坂田課長)

そうですね。いや、登録者数っていうのが382名ということになりますので、全部の中学校の中から382名が30年の登録者。

(吉川委員)

登録しなくても参加してもいいと。

(福祉管理課 坂田課長)

登録を一応していただくようにはなっております。

(吉川委員)

でも、さっきの一般の人たちは登録しないで参加している。

(福祉管理課 坂田課長)

ごめんなさい。全ての生徒の方にご案内をしながら、そのうち本当に申し込まれるという方につきまして各塾長さんが面談をしまして、親と一緒に面談をしていただきまして、最終的に入った30年度の登録者数が382名。この中には生活保護を受けている世帯の方は91名含まれていて、あとはいわゆる準困窮世帯とか一般の世帯の方のお子さんもいらっしゃるということになります。いつでも誰でもという、もちろん入れるんですけども、そういう要件はあるんですけども、入るときには一度登録をしていただくという手続にはなっております。

(吉川委員)

そうすると、これ合計足したら 382 人になるんですが、生活困窮等の中には全く問題ない、そういう家庭じゃないという家庭も入っているということですね。

(福祉管理課 坂田課長)

はい。一般の世帯の方もいらっしゃいますけれども、ただこちらのほうも一応、生活困窮者自立支援の補助を使っている関係で、こちらの生活困窮者自立支援法のほうでも少しお話をしましたが、経済的な困窮だけではなくいわゆる地域社会との関係性、いわゆる社会から孤立しがちな子供さんというの、いわゆる経済的には困窮はしてなくてもいわゆる地域社会の中では、関係性の貧困を抱えているという解釈で利用していただいている、いわゆる経済的には一般世帯といわれるところも含まれてはおります。

(吉川委員)

分かりました。そうすると生活困窮者等としないと対象には一応ならないんだと思うんですけども、結局そうしたら 382 人以外の人たちはまた別のやり方で学習する機会はあるということなんでしょうか。

(福祉管理課 村永福祉企画・生活困窮者支援担当係長)

福祉管理課の村永と申します。

先ほど課長の坂田から申しましたとおり、チャレンジ塾というのは貧困の連鎖を断ち切ることを目的として設置されています。ですので登録制にしている理由といいますのが塾長が個々の保護者、それから子供さんと面接をして、その家庭が抱えている課題をちゃんと適切に把握した上で支援に当たるというふうな、きめ細かい指導の前提になる、そういう手続として登録制を採っています。一方で、一般家庭で生活水準も潤沢で特に困難を抱えていないお子さんについては、チャレンジ塾が提供している居場所の提供ということよりも、いわゆる学習の面に特化した一般の民間の塾がありますので、そこまで余手を広げてしまうと、こちらチャレンジ塾無料の授業ですから、民業圧迫という問題も出てきます。それで、厚生労働省と折衝した上で補助金を活用する上では何らかのアセスメントをして支援課題、解決課題が必要な世帯に対して重点的にきめ細かく支援を行う。そういうスタンスをとってやっていると。

(吉川委員)

そうすると、今はそういう世帯の子はこういう制度があると。一般の家庭では塾とか勝手に行きなさいというように聞こえるんですけど、そうではなくて、もうちょっとが余りできないそういう子供たちは塾にも行ってない、その子供たちが学校の授業についていけないという子供たちに対しては何かいい方策はあるわけですか。

(福祉管理課 村永福祉企画・生活困窮者支援担当係長)

すみません、この事業に関しましては基本的に教育委員会のほうの運営している事業で、福祉事務所としては先程申しました困窮世帯の子供とか、生活保護世帯の子供の参加促進を中心に連携してやっています。純粋な教育の学習レベルの進捗に関しての支援ということになりますと、すみません、ちょっと教育委員会のほうにお尋ねいただくこととなりますのでお願いします。

(学校教育課 和田教育企画監)

学校教育課、和田と申します。

学校教育の関係でする支援という部分では放課後の学び場ということでやっておりますので、一定先生方が少し学力面で底上げが必要なお子さんを声掛けをして放課後やっている場合もありますし、今現在どこの中学校も義務教育学校も夏季休業中におきましても必ず10日以上は子供たち集めて学習というのをやっておりますので、そういった形で日頃の学力面の向上というのはしてるという状況はございます。

以上です。

(吉川委員)

どうもありがとうございます。

(有田会長)

他にございませんか。

神家委員。

(神家副会長)

神家です。

75 ページの先ほどのお話のあったところの下のほうですが、「質の向上につながる研修では」というところですが、その下の「対象者を拡大するなど」というところで、これは79 ページの今後の方向性のところにも示されておりますので、ここで初めて対象者が幼稚園教諭、保育士等と呼んでよろしいわけですかね。この課題のところでの対象者というのはこの幼稚園教諭とそれから保育士と捉えてよろしいわけですね。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

そのように捉えていただいて結構です。

(神家副会長)

その拡大をするという意味は、幼稚園教諭や保育士以外の対象者を広げるという意味なのか、それともこれまで研修してるけど余り受講者が多くないので増員を図ろうとする意味なのかどちらなのでしょう。

(保育幼稚園課 石川管理主幹保育担当係長事務取扱)

保育幼稚園課の石川と申します。

研修方法や対象者の拡大等というところの部分ですが、今、認可外保育施設と企業型と多様な施設が増えております。その対象者の研修等の充実をしていきたいということも含めさせていただいています。また、保育施設にも保育士以外にも調理員、看護師、いろいろな職種の方がいますので、その方たちにも人権的な視点や特別支援的な要素の研修にも幅広く参加していただくように今、研修周知の幅も広げているところです。

(神家副会長)

ありがとうございました。ということは、いわゆる研修対象者の幅を広げるということですね。量的とか率を上げるという意味ではないわけですね。拡大というのはそうですね。分かりました。ありがとうございました。

(有田会長)

そのほかございませんか。

(吉川委員)

またいいですか。

(有田会長)

はい、吉川委員。

(吉川委員)

吉川ですけど、食育の辺りなんですけれども、まだ言われてなかったですか。81 ページですけど、言ってないですかね。まだ言ってなかったですかね。

(有田会長)

いや、言ってません。

(吉川委員)

81 ページの⑥の食の支援及び食育の推進っていうところなんですけれども、これ、どうい

食を食べようとかそういうふうな視点が結構あるわけですけども、自分たちも食を作るとかそういうことを参加して子供の頃からやる、お母さんだけが作るんじゃなくて子供も作りお父さんも作る、そういうことが男女の共同参画にも参加するとかそういうふうな視点というのは食育という意味では、その加えるというのはいかがなんでしょうか。やっぱり何かそういう今の健康ということばかりというような気がするんですけど。

(有田会長)

事務局のほうで食育につきましてお願いします。

(健康増進課 上田管理主幹健康推進担当係長事務取扱)

健康増進課です。

健康増進課のほうで食育の推進計画の事務局を持っているということから、健康づくり課のほうでの事務局の中で申し上げられる部分が、健康づくりの視点からの食育ということになるんですが、食育の計画を推進するに当たっては、それぞれ保育の部署、学校保健の部署では食ってということとはただ健康づくりではなく様々な視点からの体験活動等も含めて食体験を広げるであったりとか、保育の給食学校等のそういった内容を含めて食育の推進ということに取り組んで、それぞれの関係の部署の中で検討していただいているところになりますので、中身の具体的な部分によりましたら学校現場であったりとか保育現場の中でそれぞれの中でやることを取り組んでいただいているという形になります。

自分で作ったりというような体験活動ももちろん家の中、学校の中、あとイベント的なことでされているところもあるということをお聞きしておりますし、生涯学習を地域の方と一緒にそういう活動の場を作っていただくとか、そういうこともしていただいております。また、所管ではないですが、子ども食堂なんかの場でもただ食を提供するだけでなく、様々な世代の方と一緒に高齢者の方と一緒におうちに帰ってきたような環境で食事の準備を一緒にするとか、一緒に調理をするとか、そういうような体験も含めて取組を進めていただけるような働き掛けはさせていただいております。

(吉川委員)

今のようなことをさっきのことには日常の食に関する経験を通してというか、経験の幅を広げていただきたいような気持ちがあります。

(有田会長)

きっと初めの生活の安定するための支援が、きっと今、吉川委員が言ったような内容があって、81ページのほうは今後の取組の中に保護者にきちんと食の大切さというところもいわゆる啓発啓蒙していきたいという内容と捉えてよろしいでしょうか。

(健康増進課 上田管理主幹健康推進担当係長事務取扱)

すみません、ちょっとご質問の意味が分からなくてもう一度お願いできますか。

(有田会長)

同じように 77 ページに食の支援及び食育の推進ってところの内容は、どちらかというと保育所、幼稚園、学校等において子供たちに対する基本的な生活習慣の取組を書かれてあって、81 ページは今後の取組のところ、方向性の中の食育につきましては、これは保護者に対して書いてあるのが保護者自身に食の大切さを加えていきたいという内容と捉えて。

(健康増進課 上田管理主幹健康推進担当係長事務取扱)

現在もやってないわけではないですけども、それぞれのそういう視点で子供だけで学校とか保育の現場ではやっぱり子供に対してっていう形になっていきますが、それぞれの食育の計画の中では子供だけではなくて、その保護者、特に若い世代の保護者に対して食に課題があるというところが今回の今の計画の中でちょっと焦点を当てていきたいというところございまして、そういう保護者が子育てをしていくに当たってやはりそこを啓発していかないと、親が食事をしないと子供も食事をしないと、バランス良く食べないと、そういうところが今課題で出てきているっていうところも含んで書いております。

実際に食育の活動の中で食のボランティアとしてヘルスメイトさん、食生活改善推進協議会さんが学校へ出向いて行って、子供たちと学んだことを保護者にも一緒にお話をさせていただくような取組なども今現在始めているところです。

(有田会長)

ありがとうございました。

他にございませんか。

(吉川委員)

もう 1 個あります。

すみません、吉川ですけど、75 ページの学校支援地域本部事業というのがあるというふうに書いてありますが、これは市立学校 22 校で実施されていると。全校は何校あるんですか。

(学校教育課 和田教育企画監)

学校教育課の和田です。

学校数でいきますと、小学校が 39 校、中学校 17 校、義務教育学校 2 校です。そういった中で 22 校でございまして、来年度また増えて 26 校で実施するようにしております。や

やっぱりこれ予算を伴いますので、当初これ始まったのは平成 28 年度からこの事業スタートしてまして、平成 28 年スタートが 5 校です。平成 29 年度が加えて 6 校、計 11 校。30 年度からは 7 校加えまして 18 校。そして本年度 4 校加えての 22 校というふうに少し学校のほうと協議しながら、地域のニーズとか学校の思いもありますので、そういったことを教育委員会がマッチングさせながら学校数増やしておりますので、直ちに全校というのはなかなか難しいといったことになります。ただ、県内全体では 8 割目指すということで県の生涯学習課が中心で動いてますけども、そういった形で本市としましても着実に 4 校、5 校ずつぐらい増やしていく計画を立てておるところでございます。

(吉川委員)

分かりました。その中の活動はこういうふうにありますけれども、全ての学校で全てしてるわけじゃなくて、ある学校はこういうボランティア活動をしてるということなんですね。

(学校教育課 和田教育企画監)

正にそうですね。例えば沿岸地域であれば地域と一体となった防災学習活動を進めてありますとか、大体共通している学校は主に学習支援が主になります。特に放課後とか、そういった形で先生方を支援することによって結果として先生方の業務負担軽減につながってるという成果も上がってきておりますので、こちらとしてもどんどん進めていきたいという気はございます。

(吉川委員)

そうですね。やっぱり地域の力はものすごく両方にとっていいんじゃないかと思えますから、良い例というのはこういうことをやってるというのは学校なんかフィードバックしたりはしてるんでしょうか。

(学校教育課 和田教育企画監)

はい。今現在実施している 22 については、担当の者が動いていきまして写真取材とか支援者のヒアリング行いまして、今年度中に事例集を作る予定としておりますので、それを見て全校に配布というような計画を立てております。

(吉川委員)

それはいいですね。ありがとうございました。

(神家副会長)

そこに関連して。

(有田会長)

はい。

(神家副会長)

神家です。

その項目が、現状と課題のところにはあるんですが、今後の方向性にその項目がないのはなぜでしょうか。

(学校教育課 和田教育企画監)

やはり、これちょっと予算を伴うものですので、明確になかなか答えにくいというところもあります。ただ、思いとしては先ほど申したとおり着実にはしていきたいという思いはあります。やはり、学校と地域はつながるんですけども、一定地域の方が入ってくださることによって、学校の中で地域同士がつながるといふそういう成果もありますので、先ほど申した事例集も配布して、いわゆる設置校の増加に努めていきたいという考えはもちろんあります。

(神家副会長)

重要だから入れていただいていたほうがいいけど、今事情があるということで理解はいたしました。

(学校教育課 和田教育企画監)

一応、これまち・ひと・しごとの創生総合戦略のほうにもこれ一応お出ししておりますので、そちらのほうでは若干そういった数値目標的なところは立ってる部分もあります。

(有田会長)

この会で何度か出てきてますけど、やっぱり地域の力を借りていくってことはこれからとっても大切なことだと思いますので、そこのところはこれからもそこをいかしていくところでは、何らかの形で今後の方向性の中に入れていただけるととっても有り難いと思うんですけど無理でしょうか。

(学校教育課 和田教育企画監)

これは私が答えていいんですか。そっちの事務局にはないですかね。載せていただくことは構いませんけれども、ちょっと補足しますけども、既に実施している学校から少し課題として挙げられているのが、確かに地域の皆さんがたくさん入ってくるってところは非常に有り難いんですけど、やっぱり人口減少、高齢化という辺りがあって、やはり学

校に来てくださる人材が少し減ってきてるというふうな形もあって、少し教育委員会としても苦慮してる、学校側からいろいろと課題を出されてきて苦慮しているところでございます。そういった中で、やっぱり厳しい環境に置かれた子供たちの支援ということで、そういう支援員さんの中には民生委員、児童委員さんの方もいらっしゃいますので、そういった方からそれぞれの様子もお聞きすることもあるので、一定学校とのそういう連携も図れるという。非常にいい事業でございますので、もっと地域の人材確保というところも今後は進めていきたいといった話です。

(有田会長)

お願いします。

(こども未来部 山川部長)

この素案を作るに当たりまして、今後の方向性を作成していく段階では教育委員会さんのほうとの話し合い、またその項目出てきておりませんでしたけれども、先ほどの回答をお聞きいたしまして掲載におきまして教育委員会のほうと協議して検討させていただきます。

(有田会長)

ありがとうございました。

他にございませんか。吉川委員。

(吉川委員)

吉川ですけど、これ読ませていただいて奥の辺りはいろんな制度がいっぱいあってよく分からないというところがいっぱいあるわけで、それは保護者さんも余り分からないところもあるだろうし、その担当部署じゃないところも分からないときもあるんじゃないかという気がしてしょうがないんですけども、それを何か良く分かるような、こういう県が作っているこういうような図をどっかに出して、ここだったらこういうふうに行けばいいとかいうようなことが分かりやすいような。この辺に付けるわけにはいかないのでしょうか。

(有田会長)

きっと、このいろんなことが本当にたくさんやられているんだけども、なかなか市民の方に分かってもらえないということはこの会でも随分話題にもなりましたけれども、何らかの形で見やすいもの工夫していただけるというところで動こうというところで、ここでは終わっておきたいと思いますけども。

(吉川委員)

そうですね。

(有田会長)

よろしく申し上げます。他にございませんか。

なければ、議題2の前回各論につきましての修正点をお願いしたところがあります。事務局のほうから説明のほうよろしくお願ひいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

2について説明をします。資料1をごらんください。資料1では、前回第3回の会議でいただいたご意見から主な項目、6つの項目について、本市の対応をお示しするものです。資料の構成は、各ご意見についてお手元の第二期計画案でのページ数、該当箇所を表示し表の下段に対応案をお示しをしております。

まず、一番上の施設等利用給付の円滑な支給については、各論2-1の利用希望に沿った教育・保育の提供の現状と課題の中で無償化実施後の施設の利用実態の把握の方法についてご意見をいただきました。施設等利用給付とは幼児教育・保育の無償化で新設された給付制度でございまして、保護者が支払った幼稚園の預かり保育の利用料や、認可外保育施設の保育料などに上限を設けて保護者に給付する、いわゆる無償化給付でございまして、ニーズの把握の難しいためサービスの提供確保や堅実な給付が課題となります。

対応案としましては、46ページの今後の方向性⑤に記載のとおり、給付実績から利用の実態を把握し今後のニーズを分析し、公正かつ適正な支給を確保することで対応してまいりたいと考えています。

次、2番の障害児や外国につながる児童に係る教育・保育の提供体制について。これは2-1の利用希望に沿った教育・保育の提供の今後の方向性で、障害児や外国につながる児童の受入体制についての考え方が書かれてないことのご意見をいただきました。

対応案としましては、今後の対応案④に記載のとおり、関係機関と連携をして、適正な利用調整に努めるとともに、国の補助事業等の活用により、保育の体制強化や保育士の負担軽減に努めたいと考えています。

次に3番で、各論3-4男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくりの現状と課題の中で非正規社員との表現について改善できないかのご意見をいただきました。

対応案としましては、長時間労働の増加、有期雇用労働者や短時間労働者と改めました。

続きまして、裏面の4番。若年妊娠の対策については、各論の4-1児童虐待の発生予防の現状と課題の中で、10代の妊娠についての対策が今後の方向性にないことのご意見をいただきました。

対応案としまして、今後の方向性④に、「学校は、子どもたちが生命の尊さや生きることの素晴らしさを知ることにより、自分自身を大切にし、自分のことや自分を支えてくれる人々について考え、多くの人々とよりよい関係を築いていけるよう」、途中略しますが、「子

供たちへの指導・支援を行います。」と記載をしました。関連事業としまして、「思春期保健指導・相談事業」を追記をしました。

次に5番。要保護児童の早期発見等における地域住民の役割については、各論4-2 要保護児童の早期発見と迅速・適切な対応の中で、地域住民が何をするのかを追加したらどうかとご意見をいただきました。

対応案としましては、今後の方向性③に、「子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、身近な圏域で困りごとを気軽に相談できる環境を整えるとともに、住民主体の見守り活動など課題解決に向けた地域力の強化を進めます。」と記載し、主な関連事業として「ほおっちょけん相談窓口の設置」を追記しました。

最後の6番のPTA活動の位置付けについては、PTA活動の位置付けをしっかりとのご意見をいただきました。5-3 家庭や地域の教育力の向上の現状と課題において、PTAとは表記をしていますが、保護者や地域住民による学校の教育活動への参加や、学校運営への意見の反映、学校における行事や様々な教育活動への参画、開かれた学校、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部などの取組を記載することで対応してもらいたいと考えております。

続きましては、この資料1以外で事務局で修正した部分を説明します。計画案の30ページをごらんください。

下線を引いておりますが、30ページの一番下に妊娠期から切れ目のない支援の下のところに、乳児家庭全戸訪問事業について追記をしております。訪問率の向上や、訪問不成立者へのフォローが課題となります。

34ページの語句の説明のページですが、その一番下の18番に産前・産後サポート事業を追記しております。妊婦さんに対する相談支援です。

次に、52ページをごらんください。52ページの主な関連事業等に、先ほど説明しました、産前・産後サポート事業のこの追記をしています。

次に、55ページをごらんください。3-2で子育て支援体制の充実の語句の説明の中で地域別について記載をしています。この項における地域別の区分は教育・保育提供区域ではなく、高知市第7期の介護保険事業計画の日常生活圏域による大街区分となります。

次に、83ページをごらんください。83ページ5-1生きる力の育成に向けた教育の中の現状と課題の下のほうに、日本語が話せない児童生徒についての追記をしております。

次の、84ページ、今後の方向性の中にも⑤に日本語の話せない児童への支援を追記しております。

各論への修正、追記についての説明は以上です。

(有田会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問はないでしょうか。

資料 1 の、5 番の要保護児童の早期発見等における地域住民の役割についてのところの対応案にある、「ほおっちょけん相談窓口」というのが、これはどこで開設してるのか。

(健康福祉総務課 大北課長)

健康福祉総務課の大北といいます。

この「ほおっちょけん相談窓口」というのが、今年からスタートしました第二期地域福祉計画に基づく取組として、地域の薬局さんですとか、社会福祉法人さんの、事業所の一角を使わせていただいて、よろず相談といいますか、ちょっとした困りごとですけれども、行政が設置をしまして高齢者ですとか障害者とか、子育て包括支援センターそういったところがちょっとやっぱり垣根が高いところがありますので、そういったちょっとした困りごとを相談できるところを作っていこうという、地域における支え合いですとか助け合いの必要性が言われているところですので、地域力の強化につながる取組としてして、二期計画の数値目標にも設定しまして、最終年度が 2024 年度になるんですけれども、各小学校区に最低一つ。40 カ所の設置をしていこうというところで想定しています。

ここのいわゆるその児童虐待ですとか、そういった通報窓口の特化をした取組ではないんですけれども、やはりここの委員の中で協議会の中でもやはり地域の見守りによる、そういった早期発見の大切さを言われるところですので、それを具体化するその取組として、どういったことがあるのかといったことを言われると、この地域福祉計画に基づく「ほおっちょけん相談窓口」があるんじゃないかということで、こういった記載をさせていただいておるところです。

(有田会長)

その窓口にいらっしゃる方は、じゃあいわゆる調剤薬局なんかの方。

(健康福祉総務課 大北課長)

そうですね。薬局で勤務されている薬剤師さんの方もいらっしゃいますし、一応認定制度というものを採用しております、この相談窓口を受けていただく中で、高知市で言うたら相談対応に従事している方々には簡単な研修をさせていただいております、まちまちですね。事務員の方ですとか、業務の傍ら、本当にほんの些細な困り事ですけれども、なかなか我々のようにといいますか、例えばインターネットでやっぱり検索してすぐに解決、出てくるといったことも、お知りにならないならない、本当にそういった支援につながりにくい方がいらっしゃいますので、そういった方を救済する策として、あくまで初期対応ですけど、ここの窓口で全てを解決していくというんじゃないしに、そういう初期対応の窓口として「ほおっちょけん相談窓口」という、そういうネーミングで今年度からスタートしたところです。

(有田会長)

他にご意見、ご質問ないですか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら議題3の量の見込みの追記につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(保育幼稚園課 古津運営支援担当係長)

保育幼稚園課の古津と申します。

私のほうから、量の見込みの追記についてご説明させていただきます。

今回の追記につきましては、この子ども・子育て支援法に基づく基本指針によりまして、まだお示しはできていなかったことについて今回ご説明をさせていただきます。

資料の92ページをごらんください。92ページからの1教育・保育の量の見込みのところですが、これにつきましては第2回の会議におきまして、市内の子供についての量の見込みのご承認をいただいたところですが、今回の計画につきましては本市に居住する子供の量の見込みのほかに、市内の子供が市外施設を利用した場合と、市外の子供が市内の施設を利用した場合の市町村間での広域利用の需要と供給を計画する必要があります。これにつきましては、各市町村で数値を調整する必要があります。この調整につきましては現在のところまだできておりませんので、ちょっとこの部分につきましては次回の会議までに調整したものをお示ししたいと考えております。

次に、97ページをお願いいたします。97ページでは認定こども園の普及に係る考え方と、認定こども園への移行を促進するために計画で定める数について説明させていただきます。

この計画につきましては、基本指針の中で都道府県計画における必須記載事項になっているものですが、認定こども園の認可、及び認定の権限につきましては、これまで幼保連携型のみ市に認可権限がありました。

昨年度の法改正によりまして、令和元年度、今年度から全ての種類の認定こども園において中核市である高知市に権限が移譲されております。このため、今回の計画につきましては、本市の計画に定める必要があるということになります。この認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子供を受け入れることができます。

国の第8次地方分権一括法によりまして、幼保連携型以外の認定こども園の認定が高知県のほうから権限移譲されましたので、本市におきまして幼保連携型だけでなく、幼稚園型、保育所型についてもその普及に努めることとなります。

このページの中ほどにございます表につきましては、認定こども園への移行や、新設等の類型別の計画になっております。これは現在予定されている移行や、新設、類型変更の予定になります。この計画以降に施設からの移行の希望や保育ニーズの変化により、必要があれば体制を確保するということとなりますので、今後の計画の変更があった場合には修正等により定めるということになります。

現在のところ、令和2年度に保育所型から幼保連携型への類型変更が1施設、令和3年度に幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行が1施設、令和4年度に幼保連携型の創設が1施設の予定となっております。

続きまして、104ページをお願いいたします。こちらにつきましては、児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画となっておりますが、この児童福祉法第56条の4の3のところ、国は市町村に対し市町村整備計画に基づく事業等の実施に要する費用に充てるため交付金を交付することができることありまして、またこの整備計画は子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならないとされておりますので、第一期計画と同様に今回の計画に定めるものです。

内容としては、第一期計画でも計画しておりました耐震化の状況と、耐震化が一定完了し、その後は老朽化による整備についての計画としております。耐震化につきましては上の表で令和元年度までの状況を記載しております。その下に令和2年度以降の整備計画として令和2年度までに耐震化できていなかった施設の耐震化の計画と、耐用年数を迎えた老朽施設について計画をしております。耐震化につきましては早期の対応が必要なことから、令和4年度に全ての施設で耐震化の完了を目指します。老朽施設につきましては耐用年数に応じ、順次工事を実施していく計画です。

1点、資料の訂正をお願いしたいんですが、104ページの下の方の令和2年度の私立の内訳の欄、耐震化工事の下の方に老朽改築工事1施設とある部分の老という字が抜けておりますので、ご追記をお願いいたします。

次に、隣のページの105ページですが、こちらは幼保連携型認定こども園についての記載です。幼保連携型につきましても、国の条例、令和元年度までの耐震化の状況。それから、下の表には令和2年度以降の整備の計画になります。令和2年度当初の時点で1施設が未耐震ということになりまして、幼保連携型につきましても令和4年度に耐震の工事を実施する計画となっております。

また、令和3年度には新設の工事が予定されておまして、幼保連携型認定こども園が1施設増える予定となっております。

資料の訂正をもう1カ所お願いしたいところがございます。100ページをごらんください。(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のこの年度の欄が第一期の計画の年度になっております。これが令和2年度から令和6年度までのほうに修正をお願いいたします。

説明は以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。ありませんか。

(伊野部委員)

よろしいですか。

(有田長)

はい、伊野部委員。

(伊野部委員)

92 ページの量の見込みのところ、これ今から5年前もちょっと同じような議論をしたことを覚えておりますが、地域割ですよ。これがちょっと北部というのがもうこれ見ても1%未満ということで、非常に東部、西部がほとんど合わせて8割以上というようなことで、いびつな状況です。これ以前から当時の課長さんとお話しさせていただきましたけど、保育課のほうはこの方針でやりますということでずっと進んできてますけど、この区域というのは非常に重要な役割を持つんで、ちょっと今日の説明でぱっと思ったんですけど、55 ページの介護のこの区分というのが大体高知の標準的な区分じゃないかと思うんですよ。だから、今期というか、来年の4月からのこの計画は当然これでやったらいいんですけど、その次くらいにはやっぱりこの介護のあれぐらいがいわゆる東西南北、高知市でこう分けた場合に標準的な分け方じゃないかなと思うんです。この保育のこの地域割というのは北部というたら、鏡と土佐山だけという非常にいびつな状況になってるんで、その辺また5年後私もおるかおらんか、多分おりません。その辺を、また5年後に議論していただけたらいいんですけど、そういったことをちょっと思いましたんで言わせていただきました。

以上です。

(有田会長)

意見というところで。

(伊野部委員)

はい、結構です。

(会長)

はい、事務局のほうからありますか。はい、どうぞ。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部、山崎です。

この区分、これ確か5年前にもお話をさせていただいたと思います。この教育・保育の量の見込みについては、不足をしているところではないと整備ができないという仕組みに

なっています。ですので、例えばそのサービスを供給するとかということであれば、介護の事業計画のほうの区域割っていうのもあり得ると思うんですけど、どちらかという、土地の利用状況に着目してやっております。

鏡，土佐山というのは、都市計画区域外ということで、一般のところと違ってまして、例えば北部にこれが初月とか入って、そこでマイナスが出ますと鏡，土佐山に建設ができるということになります。そういう状態が起きますと、元々そういうニーズが割かし比較的小さいところで建てることはまずないと思うんですが、止めるすべがない状態に法律上なりまして、供給不足なのに認可しないといけないとかというようなこともありましたので、こういうやり方をさせていただいたところです。

南部につきましても、土地の利用形態といいますか、利用方法が似てるところで区切りさせていただいて、やはり高知市の街は東西にこう電車通りがありますように、東西にこう長いものですから、その東西において主に需給のことを考えていく、そういう形の区域割になっております。

(伊野部委員)

そしたら、あえて言わせてもらいます。今、副部長言われたように土佐山、鏡へ建てと言われても建てる人はいないと思いますし、それと特に南部へ三里地区を入れているんですね。だからそういう考え方なら東部へ入れるのが自然な流れ、いわゆる区域的なあれからいうたら、わざわざ長浜地区と海を隔てた三里を何で同じ地区にしているのかというようなこともいろいろあるわけですし、一つの考え方としては介護のあれがちょうど一般的な場合の高知市の分け方というのは、大街区で分けるときにはこういった分け方するんじゃないかなということで、一つ参考にしていただければということでございますので、よろしくお願ひします。

(有田会長)

はい、というところで他にございませんか。

なければ最後に、ただいま皆さんのお手元のほうに第二期の計画の案が冊子としてまとまってきました。計画全体案とこれまで各論で前回はいきましたけれども、全体を通して何か意見、あるいはご質問がありましたらお願いします。なお、冒頭に司会のほうから説明ありましたけれども、意見の提出の用紙もありますので、もし時間内で言えないことがありましたら会議終わった後に提出もできるというところで、今話し合ったところで何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

はい、宮地委員。

(宮地委員)

宮地です。

全般を通してということで、前回の終わりに、要するに家庭で育っていく子供についてどういうふうな支援が要るかというふうなことで、じゃあどこへ入れるかというふうに会長から言われましたけど、それは私が考えることかなと。ただ、今回いろんな制度がたくさんある中で、施設に入ったりとか、それから生活に困窮したりとか、何か困ったところにはサービスとして手だてがあるけれど、言い方は悪いですけど普通に家庭で子育てをしているところについての部分がいろんなところに散らばっているというのはよく分かるんですけども、本当に初めて今問題になっているワンオペで育児をされようとするところなんかは逆にそういう分まとめていくような形になってくればもっと分かりやすいのではないのかなと。あえて入れるとするならば、2 番の辺りにそういうふうな、例えば家庭教育の推進であるとか、家庭で育つ子供への支援というふうな形で入れるようなこともできるし、今入れてくれというのは前回も言いませんでしたので、とにかく今ここでどうこうじゃなくて、そういう辺りを取りまとめていただいて、本当に初めて高知市で子供を産んだ人が、妊娠したときからずっと切れ目のない支援をというふうな形になっているけど、どこの項目へいったらそれへたどり着くのか。4 カ月で全戸訪問があるというふうな形で相談支援という情報提供であったりとかいうふうないろんなことが行われていますので、ぜひその辺を取りまとめていただいたらいいかなと。今後取り出す中で非常に雑談的な事を言うならば、子育て支援給付を、平たく言うたら抱き放題給付でも何でもいいんですけど、家庭でしっかりと子育てをしていくというふうな分の一つは 103 万円という部分があるかと思うんですけど、そこに届くまでの分。例えば 103 万円に近いような形で給付という形であれば月 8 万 5,000 円を家庭で育てていくところに出すというふうな形になれば非常に金はかかります。だから、ただ、今まで聞いていると対症療法的な部分が非常に多いんで、高知市でぜひ子供を育ててみたいというふうな、そういうふうな給付を含めて、ただそれいくまでにせっかくいろんな形でやっている部分をもっとまとめてできるような家庭でどこにも、せっかくスマートフォンでいろんな情報を提供しようというふうなところまで高知市は進んでるやに聞いておりますけれど、そういう辺りをもう少し親切に支援ができていかないかなというふうな思いがしましたし、給付をすることによって少子化への歯止め非常に大きな効果があるんじゃないかなと、それから貧困になれば給付される分があるけれども、じゃなくてもその辺りの手厚い支援とかそういう部分があって、子育てを高知市で行いたいというふうなことになると有り難いかなと。全戸の 4 カ月までの間を全戸訪問をして、非常に育児への相談事業をされているという分がもう少し丁寧になっていたり、それから 11 カ月間にわたって親子で教室的な部分か確かあったと思いますけれど、そういうふうな部分をもっと拡大して行って子育て支援センターの事業拡大とかいうふうな形になっていくと家庭だけでも育てられるようなことがないかなと。取りあえずこの分でのまとめじゃなくても構いませんので、そういう家庭だけで育てている部分が、どういうふうな支援があるかっていうのが一まとめにできるような分が取りまとめをしていただけると有り難いがなど。

以上です。

決して私が考えて入れる分じゃないと思いますし、それから国の方針等々外れるかもしれませんが、そういう意味で新たなサービスとして何かそのようなところ考えていただけると有り難いがなという提案でございます。

以上です。

(有田会長)

はい。高知市にも家庭の中で育てているお子さんたくさんいます。そういうご家庭につきまして何らかの形で高知市ならではの支援の仕方があるのではないかとこのところ、これからの計画の中に頭のどこかに置いといていただけたなら、次の計画なんかに入ってくると、それこそ全国にはない高知市ならではのもの出てくると思いますので、どうかこの意見のほう頭のどっかの隅に置いといてください。でよろしいでしょうか。

(宮地委員)

はい。

(有田会長)

他にございませんか。

(吉川委員)

いいですか。

(有田会長)

はい。吉川委員。

(吉川委員)

はい。吉川ですけど、どこかに書かれたと思うんですけど、4 カ月までに全戸訪問をする。次には1歳半の健診まではあんまり何かこう家庭を捉える方法がないと。4カ月のときも結局全戸訪問をしてそれを保護者が困り感を訴えているかどうかはちょっと分からないこともあるんですけども。そこで乳児健診は個別の券で、健診券が2枚ありますけども、恐らく医療機関だけでやりますから、その家庭の背景とかそんなことは全然捉えられませんが。結局子供が病気がないかどうか主にやってると思うんですけど。だからそこら辺の情報収集とかいうことについて十分できているのかどうかというのが気になっているんですけど。

(母子保健課 野田課長補佐)

母子保健課の野田と申します。

先ほどおっしゃっていただきました4カ月頃の赤ちゃん訪問から1歳半健診までの間が手薄ではないかということですが、それにつきまして母子保健課のほうで記載しております、35ページのほうちょっとごらんいただけたらと思います。

35ページの下から3行目のところに、正にそのことを書いておりまして、乳児期に全ての乳幼児と保護者に関わる機会として、生後4カ月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業がありますが、以降は1歳6カ月児健康診断まで機会がなく、この間の支援が手薄となっております。切れ目ない支援という視点からも、発達段階に応じた育児についての啓発や相談・支援を効果的な時期に実施できるよう、既存事業の見直しや新たな事業の創設について検討していきたいというふうに考えております。

(吉川委員)

はい。そのとおりなんですけど、具体的にはどうなのかなというところがあるのと、僕、最近南国市の健診に行くんですけど、南国市の健診に行きますとその子の家庭の背景なんかを全部こうこうだとかいうことを教えてくださるんで、医者に対して、この人はグループの所へ行ったらどうかということをお勧めしてくださいとか言われるわけですけども、それが4カ月の健診とか10カ月の健診を公的にやってるのでそう言われるわけですけども、高知市はそれはないから、結局その辺りの誰も勧める人がいないとか、このとおりだと思うんですけど、何かいい方法というのは、今やってることを重視するのはもちろんそうなんですけど、家庭の状況なんかは大体捉えられている。僕はびっくりするんですけど、健診に来る子来る子について、この家庭はあんまり問題ない、この家庭はこうだということをつまえて、これはすごいなあと思ってるんですけど。人数が多いからなかなかそうはいかないんでしょうけれども、いかがなんでしょうか。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい、母子保健課の野田です。

おっしゃるとおり、高知市ではやはり2,500近くのお子さんが次年度の健診対象としておりまして、全ての家庭の状況を細かく全て把握するという事は難しいですけども、乳児全戸訪問を始めそれ以外の関係機関からの連携等によりまして家庭状況を把握して養育的な支援が必要であるとか、発達の課題があるけれども健診の機会に専門医療機関につなげていただきたいとか。そういったケースにつきましては担当保健師のほうから、健診に受診される方の情報を事前に資料化しまして、健診の当日の診察のときに診察医のほうにお伝えをして助言をしていただいたり、その後医療機関につなげているケースもあります。

(吉川委員)

ちよっといいです。その健診の医療機関に伝えるということは、結局、健診券が二枚あって1枚は大体1カ月の健診のときに産科に行かれて使われている。小児科へ来るのは1回だけでいつ来るかわからないんですけど、どういうふうに伝えてどういうふうに何かうまいこと、医者の方がいいことがありますよね、こうした。そういうふうな誘導というのはなかなか難しいんじゃないかという気がするんですけど。

(母子保健課 野田課長補佐)

今言いましたのは、乳児健診のときではなくて、1歳6カ月健診とか3歳健診のときにはそれまでに把握している保健師等の関係機関からいただいた情報を基におつなぎをしているということがあります。ただ乳児健診につきましては、そのお子さんが何カ月の時点でその券を使われるかというところが分かりませんので、乳児健診の段階で医療機関等にそういった情報をおつなぎするということは実際にはできてない状況があります。

(吉川委員)

そうですね。結局は妊婦の健診は十何回とかなったと。それで産後の鬱とかそういう状況も何とか対応しようとしている。だけど、乳児を通した家庭を見るというのはもう本当4カ月から1歳半までもう全く空白になってるというようなことはものすごく感じるわけで、ここに書いてあるとおりになんですけど、今までどおりでそれがうまくどっか補充できるかというのはなかなか心配があるところです。やっぱり小児のそこところはものすごくお金が省かれていると僕は思っていますので一言言いたいと思います。

(有田会長)

という取組のこともしっかりと押さえていただくという意見で。

(吉川委員)

はい。

(有田会長)

先ほども出ましたように、きっと保育所に通っているお子さんについては保育所との連携で見えてくるところもあると思いますけども。家庭にいるお子さんについてはそこが見えづらいというところがあると思いますので、宮地委員からも出てきたようなところからもきつとつながってくると思いますのでその辺りの次の計画等々では是非ご検討お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

他にございませんか。

(沖田委員)

1つだけいいですか。

(有田会長)

はい。沖田委員。

(沖田委員)

沖田でございます。

今日は黙っとうかかなと思ったんですけど最後に一言言わせてください。

まず、30 ページにあります子育て世代包括支援センターのさらなる増設っていう言葉が入っておるんですけど、ここが切れ目ない活動する拠点になるという話なんですけど、その今後の方向性のところに、この方向性の増設の話がどこにも出てきてないんですけど、今 2カ所なんですけど。高知市としては今後どれくらい増やす計画を持っておるのかっていうのが1点だけ気になったもので、この増設は非常にいいことなんだけど、それに対する方向性というのがどこにも書かれてないんで、どこに、どんなに考えとるのかなっていうのが一つです。

それから、もう一つ全体的なこと、これは先週、県の子ども・子育て支援事業の会議もあってその場でも言うたんですけど、この事業計画自体も、先ほども少し出たんですけど、市民の方にどういうふうに周知されるのかというのがあって。これは前回にもお話したと思うんですけど、私も委員になるまでこういう支援事業計画があること自体も知らなくて、委員になって初めて県の支援会議を見て、確かにグーグルに載って策定しましたと載ってるんですけど、それを開けてみるとPDFで104ページもの資料がばーっと出てきて、これは決して県民とかに周知する目的ではなくって作ったっていうことの報告だけやなというイメージを持ってしまったんですね。それを県のほうに言うと県のほうも全然乗り気じゃなくて、何か周知するという意志は全く感じられなかったんですけど。やはりこれだけ職員の方の皆さんも大変な思いをして事業をやっておるので、こういうことをやってるんだという、うまく広報をしてあげたほうがいいんじゃないかなっていうのがあります。ただ、これが単なる市の事業計画なんで表に出せるようなものじゃないですっていうのであれば、作ることが目的であって周知することが目的ではないっていうのであればそれはこれでいいと思うんですけど、ちゃんと作ってやってますっていうことをきちんと市民の皆さんに知らせるのであれば中身も少し触れたものを、概略版でもいいですし、例えば一時保育、一時預かりの保育所なんかこんなところにありますよというようなことをホームページで検索すれば、今日はどこがやってるっていうようなことがすぐ分かるような、これは宮地委員さんが県で言われた話なんですけど。そういうような取組とかいう周知の仕方というのは非常に大事だと思うんで、やっぱり作るなら作るなり広報の仕方というのは非常に大事だと思うんで、その辺りもご検討いただいたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

(有田会長)

はい。ありがとうございました。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございました。

まず最初のご質問の子育て世代包括支援センターでございますが、これも予算が伴うことでございますので正確には申し上げられませんが、今私どもがやっているのは高知市の人口規模ですと3カ所から4カ所を目指しています。現在のところ目指しているとはか言えないんですけども、類似の施設、それと面接する数など計算しますと3カ所ないし4カ所が適切ではないかというふうに考えて予算要求等行っていく状況でございます。

その数の今後の方向性のところに具体的に子育て世代包括支援センターという名称は使っておりませんが、②の妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援で、全妊婦との面接。ここの必要な体制拡充に努めていきますと。このようなところで包括して書かせていただいているところでございます。

次のご質問の周知、広報でございますが、当然必要なことでございますので、県と同じように高知市もホームページ等では掲載をいたしますし、概要版というのを毎年作ります。前回でしたら、これが計画本体ですけども、これに対して概要版という8ページ程度の概要版というものを作ります。こういうものもありますので、こういうものも活用していきながら広報していきますし、実際保護者の方が子育てするに当たって必要な情報というのはこの計画の中に様々な関連事業というのが出てきています。この関連事業が明確に分かりやすいようにお伝えするために、本誌では子育て支援ガイドばむというのを作っております、現在こういうの作っております。こちらでそれぞれの時期に合わせてこういう事業がありますよというものを全て網羅しております。それは妊娠届を出しに来た方にお渡しするところからスタートし、さらにまた赤ちゃん全戸訪問のときとかそういう機会を見て、こういうものを使って、それぞれのライフステージにおいてこういう支援がありますよというのを具体的に対象者の方にはお示しするような形を採っております。

(吉川委員)

ちょっといいですか。

(こども未来部 山川部長)

はい。

(吉川委員)

その、ばむというのは全員に配るわけですかね。母子手帳を取りに来られた方に。

(こども未来部 山川部長)

はい。

(吉川委員)

今の人ほとんどたくさん読まないと思うので、結局なんらかで困ったらここに電話したらあと分かってますよというようなこと、そしたらそのページの何ページにも書いてますよというようなやり方をしないと、困ったときに連絡、一つ連絡したら大体は教えてくれるという場所も書いていただいているんならいいんですけど、そういうふうにしていただきたい。

(こども未来部 山川部長)

前は出産のときは小さいのと2冊に分かれてたんですけども、今1冊にまとめて、全て妊娠届の方に配布をできるような形にしています。当然全部読まなくても問合せ先、それぞれのライフステージごとにこういうものがありますという一覧表も示しています。

(吉川委員)

そうしたらいいです。

(こども未来部 山川部長)

そういう一覧表などを使って。さらに目指しているのがこれがスマートフォンで検索できればいいなと思っています。その辺については今後の課題というところで、なるべく検索したときにすぐ当たるような今の若い人が使えるような形にはしていきたいんですけども、何分、予算等必要なものですから。極力こちらに関しましてはバージョンアップしながら皆様のニーズに応じていくような形で毎年改定をしています。

(健康福祉総務課 大北課長)

すいません。捕捉等でございますけど、健康福祉総務課長の犬北です。

今、二人ぐらいの委員さんから、スマートフォンを活用して、うちの課のほうで社会資源情報システムの収集提供事業というのを本年度やっておりまして、名称がまだ固いのもうちちょっと練ってまいりますけれども。この取組のコンセプトが高齢者とか障害者、子育て。複数分野の社会資源情報、つまり事業所相談窓口、医療機関等含めて。例えばお住まいの近くの地図上で一元的に表示をできるといった取組のほうを現在行っておりまして、これが来年の2月頃から情報提供のスタートを目指して今取り組んでいるところです。ここの会議の中だけではないですけども、やはり同じ世帯の中にダブルケアといったこと言われてますけれども、複合的な課題を抱えている方々への対応といった課題となっております

ので、そういった高齢とかそういう複数部門の情報ですね。公的でボランティアを含めて、のべつくまなく表示できるような取組を進めていますので、そういったことを事業の効果とか含めて機会を捉えて皆様にご報告できたらと考えているところですので、またよろしくをお願いします。

以上です。

(有田会長)

他にございませんか。

きっと発言されていない方もご意見聴ければと思いますけども、時間になって終わりの時間が近づいてまいりましたので、皆さんお手元のほうに今日の事業計画案に対するご意見のペーパーがありますので、ぜひこちらのほうに書かれまして事務局のほうに郵送をお願いします。これだけじゃ足りないという方はお帰りにもう1枚と思います。

では他に意見かなければ以上で議事は全て終了いたしました。皆様方活発な意見どうもありがとうございました。では事務局のほうにお返しいたします。

(子育て給付課 宮本課長)

ありがとうございました。

最後に3その他につきまして事務局からご説明をさせていただきます。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

資料2、スケジュールをごらんください。このスケジュールは計画策定の本年度のスケジュールをまとめております。今後の予定としまして、12月に本日検討いたしましたこの計画案を議会のほうに中間報告をします。次に1月にこの本支援会義を開催し、本日出ました意見を反映した計画案を検討していきます。あと毎年実施しております、昨年度の点検評価もその会で行いたいと思います。そして、1月27日から2月の25日にパブリックコメントの実施を予定しております。そして、そこでいただいた意見を踏まえて3月上旬にこの本支援会義を開催し、この計画の最終案を確定していきます。その後、議会への最終報告を行った後、市長への答申を行い、計画を完成させる予定でございます。

また、次回の支援会議の予定としまして、本日入口にて委員の皆様のスケジュールを確認させていただきました。3日の候補がありまして、一番参加の多い1月15日を次回の開催日といたします。次回は1月15日。場所はあんしんセンター3階の大会議室を予定しております。時間は本日と同様の18時30分からの予定です。

(子育て給付課 宮本課長)

それでは第5回の支援会議のほうは、1月の15日あんしんセンターのほうで同時刻に開

催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第4回高知市子ども・子育て支援会議を終了いたします。
有田会長始め委員の皆様、本日はありがとうございました。